

平成 20 年 4 月 18 日

金融庁

金融サービス業におけるプリンシプルについて

1. わが国の金融・資本市場の魅力と競争力を高め、金融サービス提供者が利用者ニーズに応えた良質な金融サービスを提供できるようにしていくことは、わが国経済社会にとって重要な課題である。そのためには、ビジネス環境や規制環境を、金融サービス利用者と提供者の双方にとってより良いものとしていくことが重要となる。こうした観点を踏まえ、金融庁では、昨年来ベターレギュレーションの取組みを進めてきた。

このベターレギュレーションの取組みの中で、「ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適な組合せ」¹という考え方を示し、プリンシプルベースの監督の機軸となる主要なプリンシプル（注1）について、関係する金融サービス提供者の代表の方と議論を重ねてきた。今般、別紙1の通り、主要なプリンシプルについて関係者との間で共有をすることができた（注2）。

（注1）プリンシプルとは、法令等個別ルールの基礎にあり、各金融機関等が業務を行う際、また当局が行政を行うにあたって、尊重すべき主要な行動規範・行動原則と考えられる²。また、プリンシプルベースの監督とは、上記のようなプリンシプルに沿って、各金融機関等がより良い経営に向け自主的な取組みを行っていくことに重点を置いていく監督の枠組みである。

（注2）本プリンシプルをとりまとめるにあたっては、主な金融サービス提供者として全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、信託協会、国際銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会、外国損害保険協会、日本証券業協会と意見交換会を開催し、議論を行った。

また、全国労働金庫協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会とは個別に意見交換を行った。

2. プリンシプルについて、広く関係者の中で認識を共有できれば、以下のような効果が期待できる。

¹ ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督との関係

① 不特定多数の者に共通のルールを適用するなどルールベースになじむ分野と、金融機関の経営管理等の態勢整備を促すなどプリンシプルベースになじむ分野がある。

② また、（イ）金融イノベーションが進む中、予め全ての事象を想定してルールでカバーすることは不可能であり、こうしたルールの隙間をプリンシプルで補う、（ロ）行政対応の中でルールを適用するにあたって、プリンシプルに基づき適切な判断を行うことで、行政の実質的な公平性の確保に資する、という形で相互補完的に機能する場合がある。

² なお、運用にあたっては、業態や規模・特性等にも配慮することが重要である。

- ① 金融サービスの利用者にとっては、あらかじめ金融サービス提供者に期待できる行動や金融サービスに求められる品質が理解され、安心して金融サービスを購入できる環境が整う。
- ② 金融サービスの提供者である各金融機関等にとっては、成文化されたルールがない場合やルールの解釈が分かれる場合であっても、自らがとるべき行動について、基本的な考え方が明確となり、環境の変化に応じて機動的に、自主的なサービスの改善や新サービスの開発・提供などに取組む際の指針となることが期待される。

この意味で、プリンシプルは、各金融機関等に期待される改善努力の方向感を示すと共に、ベストプラクティスの拠り所となるものである。また、ルールを解釈する際の基礎となるものでもある。

- ③ 行政にとっても、(イ) 検査・監督などの場面におけるルールの解釈・運用において、プリンシプルに示された基本的な考え方に準拠することで、実態に即した的確な行政対応をより確かなものとするのが可能となる。(ロ) 既存のルール(法令、金融検査マニュアル、監督指針等)の見直し等にあたっては、プリンシプルの考え方に沿った簡素化や明確化を図ることで、金融サービスのイノベーションや、金融サービスにおける自由な競争を妨げないような市場環境及び規制環境を整備することが可能となる。

3. 金融庁としては、このプリンシプルについて職員一人一人に浸透を図り、プリンシプルに則した実効的な行政対応に努めてまいりたい。また、プリンシプルについて、金融サービス提供者との間で継続的な対話を行い、更に議論を深めてまいりたい³。

なお、上に示したようなプリンシプルの性格上、仮にその充足度が低く、実現への改善努力が十分でない場合であっても、法令上の根拠なしに行政処分が行われるということはない。

(注) 今般プリンシプルが共有されたことを踏まえ、別紙2の通り「金融上の行政処分について」の一部改訂を行った。

³ 日本商品投資販売業協会、金融先物取引業協会、日本公認会計士協会、各金融商品取引所からも、プリンシプルについて意見を伺っている。